

# 斧立八幡と宇佐宮御社始

松山均

## はじめに

大分県下毛郡三光村は県東北部に位置し、山国川をへだてて福岡県と接する人口約五千六百人、面積約四六平方キロで、その約六五パーセントが山林原野である。中津市と隣接する佐知・森山・秣地区や八面山周辺地域では、上ノ原古墳群など原始・古代を語る遺跡や遺物が多く、古代仏教・修驗文化や八幡文化にかかるもの、さらに中・近世文書についても貴重な資料が豊富である。

社寺についても由緒深いものが多いが、本稿では八幡神に限って明治以降の合祀移転の概要を記し、その中から特異な宗教儀礼を継承してきた斧立八幡社の「御社始」についていくつかの資料を紹介する。

### (1) 社名が八幡社であるもの

(1) 八幡神社 大字白木字鉢(おの  
おの  
おの)立

祭神 応神天皇・手置帆負命・彦狭尻命

(2) 八幡末広神社 大字成恒字孫十



祭神 応神天皇

(3)八幡神社 大字森山字堂山

祭神 応神天皇

(二) 主祭神が八幡神であるもの

(1)箭山神社 大字田口字八面山

祭神 神功皇后・応神天皇・比咩大神

(他に田口地区より合祀した二社の神々三三神を祀る)

(3) 合祀されている八幡神

(1)七所神社 大字佐知字西屋敷

七祭神の中に応神天皇(大山咋命・保食命・別雷神・応

神天皇・天児屋根命・素戔嗚命・高龜神)

(2)七所神社 大字土田字古樺木

七祭神の中に応神天皇(大山咋命・保食命・別雷命・応

神天皇・天児屋根命・素戔嗚尊・高龜神)

(3)七所神社 大字小袋字西平

七祭神の中に応神天皇(応神天皇・別雷神・素戔嗚尊・

天児屋根命・高龜神・保食神・大山祇神)

(4)四所神社 大字諫山字円入屋敷

祭神 七祭神の中に応神天皇(応神天皇・天照大御神

・田心姫・須佐之男神・端津姫命・市杵島姫命・新田義氏)

合祀

明治十二年九月、字上ノ畑の八幡神社(祭神・応神天皇)を合祀、明治十二年九月、字稻月の八幡神社(祭神・応神天皇)を合祀

(5)上秣神社

合祀 大字上秣字城

明治四年八月字亀形山鎮座の若宮八幡神社よ

り仲恵天皇・神功皇后・応神天皇・仁徳天皇

を合祀

(6)翁神社

合祀 大字下秣字築城

祭神 六祭神の中に応神天皇

明治十八年五月、字神始の八幡神社より神功

皇后・応神天皇・仁徳天皇を合祀

(7)箭山神社

合祀 大字田口字八面山

明治十八年五月、字岡の八幡神社より応神天

皇を字養林貴船神社へ移転

大正五年一月、字仮宮の八幡神社より応神天

皇を字養林貴般神社へ合祀

皇他を字養林貴船神社へ合祀

右の四神を昭和二十七年に貴船神社より合祀

#### 四 境内社としての八幡神

##### (1) 貴船神社 大字白木字宮本

境内社 八幡神社 祭神応神天皇

明治十八年五月、字栗ヶ坪より移転

##### (2) 貴船神社 大字原口字正日

境内社 八幡神社 祭神応神天皇

明治七年、字正福寺より移転

以上がわがムラの八幡神の祭祀概況である。

#### 二 斧立八幡山の御留山

享保元年(一七一六)九月中津藩主小笠原長胤さと死去により、

享保二年(一七一七)二月奥平昌成が幕府より中津転封の命を

受け、奥平中津藩となつたが、領民へは前もってねんごろな

書状を送り、また領民からも諸々の「乍恐奉願口上之覚」が

提出された。その一つに「斧立山御留山」に関する二点があ

る。臼木村社人・庄屋連名のものと、同趣旨だが宇佐宮両大

宮司連名のものを紹介する。

乍恐奉願口上之覚

臼木村 社人

庄屋

△外袋<sup>1</sup>▽斧立八幡山ニ而諸木伐候儀ニ付書付毫通

下毛郡臼木村斧立八幡宮之儀者、宇佐宮御造営之時御斬始有之、殊ニ者宇佐行幸会執行之節、御神躰を奉包薦劔会之祭礼之砌、宇佐之神官此杣楠ニ而社始相勤候故、斬立之御社登申候、次ニ薦劔会之時分、大貞三角池之築立并宇佐御産舎之御材木、此御社山る出申候、段々由緒有之社山ニ而往古る之御留山ニ御座候処ニ、近年ニ罷成少々猥成儀共有之、猶更先規之通御留山ニ被仰付被下置候様ニ奉願候、以上、

享保武年酉二月廿九日

下毛郡臼木村社人

左京

同郡同村庄屋

与三右衛門

印

辻弥五左衛門様  
平岡彦兵衛様

△外袋<sup>2</sup>▽臼木村斧立山願書

宇佐宮  
両大宮司

下毛郡臼木村斧立八幡宮者、宇佐宮御造営之時御斬始有之、殊仁者宇佐行幸会執行之節、御神躰遠奉包薦劔会祭礼之砌、

宇佐神官此御社楠仁而始相勤候故、斬立御社登申候、次仁薦荔会之時分、大貞三角池之籠立并宇佐宮御産舍之御材木、此御社山より出申候、段々由緒有之社山仁而從往古之御留山仁

而御座候所仁、近年仁罷成少々猥成儀共有之候、猶更先規之

通留山仁被仰付被下置候様仁白木村より茂奉願候、右之通宇佐御由緒無紛社山之儀仁御座候間、斬立之儀往古之通御留山仁被為仰付被下候者、忝可奉存候、以上、

宇佐大宮司

到津中務少輔

④

享保二年三月 日

宇佐大宮司

宮成民部少輔

致參府候故不能加判候

平岡 彦兵衛様

この二点の文書によると、斧立八幡の社始めは、宇佐八幡

宮御造営のときだけでなく、「殊仁者宇佐行幸会執行之節、

御神社奉包薦荔会祭礼之砌、宇佐神官此御社楠仁而始相勤

候故、斧立御社登申候、次仁薦荔会之時分、大貞三角池之籠

立并宇佐宮御産舍之御材木此御社山より出申候、段々由緒有之

社山」とあり、宇佐宮と大貞薦八幡にとって大変重要な聖な

る山があるので、猥りに伐採などできないように新領主に請願したものである。

### 三 柚始めと斧立八幡社

大字白木字斧立一六九五番地に所在する斧立八幡社の由来記によると、その起源は聖武天皇の神龜二年(七三五)宇佐神宮の神殿創建のときに、この地で柚始の式(用材伐採始めの式)

を行ひ、宇佐神宮一之

神殿に祭る八幡大神と

同体の神を鎮座せしめ

たのが始めという。

これより四年後、天

平元年(七二九)宇佐神

宮二之神殿創建の際も

柚始めの式を行つたと

伝えられる。嵯峨天皇

の弘仁十三年(八二二)に社殿創建。このとき

神示に従い、柚始にふ



斬(斧)立八幡社

さわしい工匠の神、手置帆負命・彦狹尻命を合祀したと伝えられる。

また一条天皇の長徳二年(九九六)より宇佐神宮は三三年毎に造営されるようになつたが、その社始めの式は、由緒に從つて必ず当社で行つていたと記録されている。渡辺重春著

『豊前志』には、「手斧立八幡宮、臼木村にあり。宇佐宮第三殿造営の時、此の社内なる楠の木にて社始の式あり。故、此處を手斧立と云ふとぞ。社始の式は、築城郡伝法寺、上毛郡河底村の処に云へるが如し。応永廿七年宇佐宮寺造営日記に、三殿社始在之、下毛郡<sup>うき</sup>替遷河内一瀬伊乃倉前楠也と有りて、替遷にウスギと仮名を附けたり」と記している。明治五年郷社に列せられる。現在の殿宇は明治六年十二月、臼木・小袋・土田・佐知・諫山・原口・成恒の七か村の寄附により修理され現在に至つてゐる。

前述の渡辺重春著『豊前志』に、「社始の式は、築城郡伝法寺、上毛郡河底村の処に云へるが如し」とあるので、伝法寺村楠木の項を引用すると、次のとおりである。

甚々古木なり。大きさ十圍二尺あり。宇佐宮一御殿造営の時、此の木の本にて手斧初の式あり、宇佐宮寺造営日記云、

一殿社始、豊前国築城郡伝法寺、河内御堂所之楠在之、供奉役人等、宮行事三人、少宮司光世、惣弁宮永房、左執行親身、祝毘沙童丸、権祝、頭書生、御杖人三人、陣道、長御前書生、若宮神主二人、陰陽師、権陰陽師、大々工大神貞内、總大工満助、引頭、

一、帽額凡絹、御供米祭料、并、柴摺布酒肴者、郡代吉岡大炊助種俊、勤<sup>ミ</sup>其役<sup>ニ</sup>畢、

一、当日、臨時御殿二字造<sup>レ</sup>之、以<sup>ニ</sup>桧葉葺<sup>レ</sup>之大宮二字、

三間東向、若宮二字、三間南向、先以<sup>ニ</sup>竹麻<sup>ニ</sup>奉<sup>レ</sup>清<sup>ニ</sup>靈

木<sup>ニ</sup>之後、令<sup>レ</sup>清<sup>ニ</sup>祝大工鍛等<sup>ニ</sup>也、社之御前之楠木、三

鍛伐<sup>ニ</sup>始<sup>ニ</sup>、其後酒盃也、応永廿五年戊戌八月廿七

日、卯刻社始之儀式、大概如<sup>レ</sup>斯<sup>ニ</sup>。重兄云、或人云、村民の伝に、往古、宇佐の神、彦山より此の楠を根こじにして帰り給ふに、彦山の神いた

く惜みて、追ひかけ給ひしかば、此處に捨て給へり。

されば、宇佐神木として、昔は彼の社造営の時は、必

此處に行幸ありて、此の木を少し削り取りて、其の斧立に用いられきと云ふ。

次に上毛郡川底村楠の項を引用すると、次のとおりであ

る。

楠の大樹あり。此の処にて宇佐宮二の神殿社始の式あり。但、宇佐宮寺造宮日記には「応永廿七年八月廿五壬戌日申刻、二殿社始在之」、豊前国上毛郡畠河内一瀬坂山道別之大楠也、御殿以下儀式、并役人等、一殿に同じ」とあるを以て見れば、古くは此の楠にて非ざりけり。其の時々、其の近隣の大木を覗めて其の式を行へるなり。往年此の處にありし社始の式を見て、其の大略を図に記し置きたり。

御社始出仕神官列

同次第

一ノ御殿

本庄村宿割

二ノ御殿

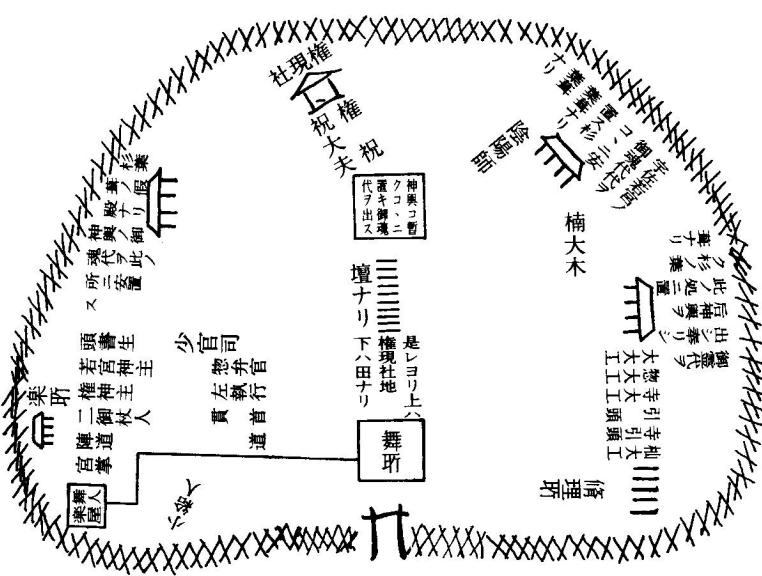
川底村宿割

三ノ御殿

高瀬村宿割

土田村宿割

郡方附



卯宮二の神殿　社始の式の図

御柏始靈木本出仕神官列

辛嶋鄉司

祝大夫

権

祝

少宮司

左執行

權神主

若宮

惣弁官

宮行司

召次

大々工

五阿彌

引頭

諸番近

樂所

召次

三ノ御杖人

三ノ御杖人

五阿彌

御柏始次第

神主着座各神拝

次祝大夫陰陽師以竹麻奉清若宮御仮殿

次祝大夫陰陽師以竹麻奉清若宮御仮殿

次祝大夫陰陽師以竹麻奉清若宮御仮殿

次祝大夫陰陽師以竹麻奉清若宮御仮殿

次祝大夫陰陽師以竹麻奉清若宮御仮殿

次祝大夫陰陽師以竹麻奉清若宮御仮殿

人可有警蹕之由令申陳道

次宮行事可レ有ニ神供調進之由召三官人一令レ告御杖人亦召三官

人可レ奏ニ音楽之由令申三伶人

次御杖人以ニ手長奉レ備ニ于神供神酒伶人音楽

次御杖人紙幣

次祝大夫奏ニ祝詞、召次數ニ祝詞建

次宮行事召三官人神供辛檣可レ昇ニ來若宮前ニ之由、又陳道警

次神主権正備ニ神供伶人音楽

次権祝進ニ若宮前ニ奏ニ祝詞、敷レ筵ニ召次ニ役

次祝大夫陰陽師御柏楠之本而修清祓

次祝大夫陰陽師御柏楠之本而修清祓

次御杖人紙幣

次忽大工相始

次寺大工相始

杣榎本着座

次引頭散供土幣行

次寺引頭 右同

次柿大工 杧採勤<sup>レ</sup>之

次満木 右同

次召次拾<sup>ニ</sup>御柿<sup>一</sup>納<sup>ニ</sup>御箱<sup>一</sup>

次召次捧<sup>ニ</sup>御柿箱<sup>一</sup>大々工之前置

次惣大工踞<sup>ニ</sup>于大々工前<sup>一</sup>捧<sup>ニ</sup>持御柿箱<sup>一</sup>置<sup>ニ</sup>于祝大夫之前<sup>一</sup>

次祝大夫御柿箱奉<sup>レ</sup>備<sup>ニ</sup>仮殿<sup>一</sup> 陳道警蹕

次祝大夫奏<sup>ニ</sup>祝詞<sup>一</sup>

次神官 御酒直会

次御杖人 (徴<sup>ニ</sup>神供御酒<sup>一</sup>)

陳道警蹕 怅人乱声

次陣道還路警蹕三声

次退出

還路陳列

權陳道 陳道

宮掌

樂所六人

三二一ノ御杖人

權神主

神主

頭書生

貫首 左執行

惣弁官

陰陽師

御辛榎

辛嶋鄉司 祝大夫

權祝

大々工

杣大工

惣大工 寺大工

引頭

寺引頭

滿木 諸番近十二人

修理所別當

修理所別當

御祭器辛榎 以上

神酒直会次第

祝大夫 次大々工

次權祝

次陰陽師

次少官司 次惣弁官

次左執行

次貫首

次頭書生 次若宮神主

次權神主

右之分宮掌配抄

御杖人以下惣大工以下白衣ノ官人配抄

御仮殿入用覺

一、木拾五本 但な<sup>リ</sup>三本持位 長サ有次第

本社

若宮

壇人ニ而式本持

一、木拾式本 右同断 一、小竹 三束

一、桧葉 弐荷 一、柴 十荷

幕串

一、小竹 弐荷 一、中繩 壱束

一、木拾六本

四本持位 長サ有次第

一、柴拾把 壁用 一、桧葉拾把 屋根用

一、己し薦百枚但シ三府 一、□共拾枚但シ五府右之外に  
はり行九尺、けた行五間之小屋式軒

一、五府薦 拾枚 一、小繩 壱束

此分者郡夫ニ而相調可分也

右之分仮御殿用

一、九尺三間小屋壹ツ 御供御辛榦其外神事諸道具置所

享保十九年白木斬立始宿割

覚<sup>3</sup>

一、三府薦 百枚

霜月十八日ニ參人数

一、修理所 上下三人 一、大工拾人

供歩六人 馬四疋 同口付四人

以上

鉤立御柵始

享保十九甲寅二月

鉤立御柵始

仮御殿御材木之覺

一、杉木 四拾壹本

長サ九尺六式間迄

一、貫首 上下六人 東田口組賄

同人宅

佐知組(賄)

白木村 清五郎宅

六右衛門宅

同人宅

成恒組賄 白木村

一、若宮神主上下五人 庄助宅

一、陰陽師御房上下五人 同人宅

佐知組賄 白木村

一、三御杖人 上下三人 小左衛門宅

同断 同村

一、宮掌 上下三人 平五郎宅

同人宅

同断 同村

一、三ノ召次上下三人 六右衛門宅

一、染人 六人 下六人 馬付三人

以上拾五人 同断 白木村

惣四郎宅

同

竹松宅

一、樂器夫六人

守山組賄 土田村

一、役人 上下四人

惣八郎宅

辛領老人

寄三人

同断 源四郎宅

一、御辛櫛夫 六人

庄右衛門宅

一、増夫 六人

下深水組賄 土田村

一、御神事道具夫六人

忠助宅

一、修理所 上下五人

小袋組賄 白木村

内膳宅

一、惣大工 上下五人

新六宅

一、寺大工 上下三人

同人宅

一、引頭 上下式人

上下式人

同人宅

同断

藤兵衛宅

一、杣大工満木上下三人

同断

一、大工道具(力)荷持夫式人

同人宅

同断

源七宅

一、御輿丁 拾六人

一、神事道具持夫 六人 同断 同人宅

右小庄屋中へ 壱ツ 五升入

樽壺ツ 壱升五合入

一、御初穂銀四拾三匁 大庄屋五人

白木左京 内膳

一、白木組頭中へ 同壺ツ 式升入

赤尾組・佐知組・今津組・蛎瀬組・唐原組

一、白木預り小袋幾右衛門へ 樽壺ツ 壱升五合入

一、銀廿四匁四分

中津村

土田藤右衛門へ 壱ツ 壱升五合入

内銀式外包六ツ

御初穂銀

同壺当壺ツ

四匁壺分有

同式当式ツ

八匁三分有

一、御本社御神酒 式升入

是ハ六職へ持帰る

一、若宮 同断 壱ツ 式升入

是ハ神主へ遣ス

御神樽數之覚

一、郡奉行御三人

樽壺ツ 式升入

一、御代参

壺ツ 式升入

名面不分

一、代官鈴木奎左衛門殿江

樽壺ツ 式升入

一、目付

兩人

壺ツ 式升入

一、佐知要右衛門江

樽壺ツ 式升入

一、佐知組小庄屋中へ

樽壺ツ 五升入

一、大庄屋四人

赤尾・今津  
唐原

樽壺ツ 五升入

右の覚書により始めて出仕の人数は一五〇人にものぼり、白木村に民宿するが、その賄については周辺の各村々が〇〇組賄〇〇村と割当てられていたことがわかる。また、斎始終了後それぞれに対して樽酒が贈られているが、役職者でないのに、壺升五合入の樽が贈られている個人、「土田藤右衛門へ同壺ツ 壱升五合入」に關して、現在、三光村大字白木、竹井治之方に、その理由がうなづける文書がある。<sup>(6)</sup>ア、宇佐宮修理所別當吉用勒負褒状

覚

一、斧 壱挺

右者三ノ御殿御社始御神事為御用御寄進、榾請取申致社  
納候、誠御深信之至存候、以上

宇佐宮修理所別當

吉用 鞠負

明証(花押)

安政四年

到津大宮司

執事  
黒印

享保十九年寅二月廿七日

下毛郡土田村

鍛冶藤右衛門殿

イ、宇佐大宮司宇佐公誼褒狀

覚

一、斧 壱挺

右者享保十九年寅二月於斬立三之御殿御社始御神事御執行之  
砌、先代藤右衛門被致寄進尋<sub>ニ</sub>旧例此度被致奉納一条、

奇特之至存候、以上

宇佐宮大宮司從五位下宇佐公誼(花押)

納したことが明らかである。

ウ、到津大宮司執事副状

覚

一、斧 壱挺

右者享保十九年寅二月於斬立三之御殿御社始御神事御執行之  
砌、先代藤右衛門被致寄進尋<sub>ニ</sub>旧例此度被致奉納一

条、奇特之至存候、以上

到津大宮司

執事  
黒印

巳正月

下毛郡土田村

竹野井工十郎殿

覚

一、斧 壱挺

以上三点の褒狀・副狀から土田村藤右衛門は鍛冶職であ  
り、藤右衛門が酒樽を贈られたのは、斧献上に対しての謝意  
と思われる。また、安政四年の文書からは、苗字を竹野井と  
許された藤右衛門の子孫工十郎が、このときも社始用の斧を奉  
納したことが明らかである。

下毛郡土田村

竹野井工十郎殿

安政四年巳正月  
日

終わりに

会告

1、この稿は、神道の専門用語や宗教儀礼に関する資料が多

かったため、古文書の解説、用語・内容の理解が困難であつた。従つて不適切な点も多いと思うので、同人各位のご指摘、ご指導を心から期待したい。

2、斧立八幡社は毎年九月の秋祭りに傘鉾行列の神事が行われるが、そのことは既刊『八面山の文化財』（「八面山誌」

昭和六十年三月、三光村発行）に民俗文化財として詳しく紹介されており、さらに近刊『三光村誌』でも詳述される予定なのでご期待願いたい。

注(1) 中津市立小幡記念図書館所蔵中津藩政史料19—346

(2) 同右19—345

(3) 明治三二年渡辺重春著『豊前志』筑城郡伝法寺村楠木、

上毛郡川底村楠

(4) 中津市立小幡記念図書館所蔵中津藩政史料208

(5) 同右19—362

(6) 下毛郡三光村白木竹井治之氏所蔵

大分県地方史料叢書(4)

縣治概略(Ⅰ)  
縣治概略(Ⅱ)  
縣治概略(Ⅲ)

大分県成立以来の布告・達を集大成した

県草創期を知る基本史料

(頒価 I・II会員二五〇〇円、会員外三〇〇〇円・送料共)(頒価 III  
会員一五〇〇円、会員外一〇〇〇円・送料共)

(中津市鶴居公民館長・  
[REDACTED])